

平成27年3月定例教育委員会会議録

1. 日 時 平成27年3月6日（金）午前10時30分
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員
委員長 赤木 攻
委員長職務代理者 北浦 秀樹
委 員 南 一早枝
委 員 畑谷 扶美
委 員 山下 潤一郎
委 員 中村 スザンナ
教育長 中藤 辰洋
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
教育部長 東口 祐一
教育総務課長 小川 透
教育総務課教職員担当参事 神於 正博
教育総務課施設担当参事 福島 敏
教育総務課文化財担当参事 鈴木 陽一
教育総務課・学校教育課参事
(子育て支援課長) 古谷 信夫
学校教育課長 飯田 恵子
学校教育課人権教育担当参事 東 壽美雄
生涯学習課長 山隅 唯文
スポーツ推進課長 谷口 洋子
(庶務係) 教育総務課主幹 北庄司 俊明
5. 本日の署名委員 委員 南 一早枝

議事日程

- 報告第10号 教育委員会後援申請について
報告第11号 教育委員会後援実施報告について
- 議案第7号 教育委員会表彰被表彰者の追加について（教育総務課）
議案第8号 泉佐野市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定について（教育総務課）
議案第9号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について（教育総務課）
議案第10号 泉佐野市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定について（教育総務課）
議案第11号 泉佐野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について（教育総務課）
議案第12号 泉佐野市公立学校設置条例及び泉佐野市立保育所条例の一部を改正する条例制定について（教育総務課）
議案第13号 泉佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育の利用者負担等に関する条例制定について（学校教育課）
議案第14号 泉佐野市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について（学校教育課）
議案第15号 平成27年度泉佐野市教育委員会「重点施策」について（学校教育課）
議案第16号 泉佐野市営プール条例の一部を改正する条例制定について（スポーツ推進課）
議案第17号 教職員の人事について（教育総務課）

（午前10時30分開会）

赤木委員長

ただ今から平成27年3月定例教育委員会議を開催します。
委員全員が出席されていますので、会議が成立しています。
本日の会議録署名委員は、南委員にお願いします。
本日は1名の方から傍聴の申し込みがあります。許可したいと思います。いかがでしょうか。

（各委員 「異議なし」の発言あり）

それでは、傍聴を許可いたします。

（傍聴者 入室）

本日の審議に入ります前に、2月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いします。委員の皆様で何かお気づきの点がありましたら、お願いします。

（各委員 「異議なし」の発言あり）

赤木委員長

無いようですので、会議録は承認されました。
北浦委員は後ほど署名をお願いします。

赤木委員長

それでは、本日の審議に入りたいと思います。

報告第10号「教育委員会後援申請について」を議題とします。

事務局からの報告をお願いします。

小川教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料第10号に基づいて説明。

継続3件の事業内容について一括で報告。

赤木委員長

事務局から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

一件目の事業の開催場所は、泉佐野ふるさと町屋館で旧新川家住宅となっておりますが、新川邸という方もいるし、旧をつけたり、つけなかったりと色々な呼び方をされているように思いますが、正式な名称を教えてくださいませんか。

鈴木教育総務課文化財担当参事

新川家住宅は泉佐野市の指定文化財になっていまして、泉佐野市指定文化財旧新川家住宅というのが正式名称です。

赤木委員長

他にご意見、ご質問等が無いようですので、以上で報告第8号を終わります。

次に、報告第11号「教育委員会後援実施報告について」を議題とします。

事務局からの報告をお願いします。

小川教育総務課長

報告第11号については、教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第11号をもって説明にかえさせていただきます。

赤木委員長

只今、事務局から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

ご意見、ご質問等が無いようですので、以上で報告第11号を終わります。

赤木委員長

続いて議案審議に入ります。

まず、議案第7号「教育委員会表彰被表彰者の追加について」を議題とします。教育総務課から説明をお願いします。

小川教育総務課長

平成26年度教育委員会表彰式については去る1月17日に挙行されていますが、表彰式の後に泉佐野中央ライオンズクラブ様から平成26年度の取り組みとして、教育委員会に対し、WISC IV

という発達検査機器一式、薬物乱用防止教育用DVDを小中学校18校に、青少年課へワンタッチ式のテントを5張、スポーツ推進課へ卓球台を1台、ご寄贈頂きました。

泉佐野市教育委員会表彰規則第6条第1項に該当しますので、追加表彰の対象者になりたいと思います。

赤木委員長

只今、教育総務課長から説明がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

感謝状はいつお渡しする予定ですか。

中藤教育長

3月11日に泉佐野中央ライオンズの例会が開催されますので、その場で私のほうから感謝状をお渡しする予定です。

南教育委員

毎年、中央ライオンズクラブから教育委員会へ寄贈を頂いていますね。

中藤教育長

ほぼ毎年ご寄贈頂いています。年度の取り組みとして実施されているので毎年この時期になっています。

赤木委員長

他にありませんか。無いようですので、議案第7号「教育委員会表彰被表彰者の追加について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第8号「泉佐野市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定について」を議題とします。教育総務課から説明をお願いします。

小川教育総務課長

本件は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例の制定です。

法改正に伴い現行の教育委員会制度が変わりますが、本件はその中の、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置され、教育長の身分が変わることにより行うものです。

現行では、教育委員は市長が議会の同意を得て任命しており、本市教育委員会では7名が教育委員として任命されています。その中から常勤の一般職である教育長を選任することとなっており、教育長は非常勤の特別職である教育委員と常勤の一般職を兼任している形となっています。

それが今回の法改正により、市長が議会の同意を得て、直接教育長として任命することとなり、新教育長は、常勤の特別職の職員という身分になります。

今までの教育長は、一般職として位置付けられていたため、地方公務員法により職務専念義務が課せられていましたが、特別職になったことで適用から外れることとなり、新たな教育長の職務専念義

務が新法第11条第5項として追加され、条例により職務専念義務の特例を定める必要がありますので、本条例の制定を行うものです。

免除できる内容につきましては一般職と同様の研修を受ける場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合となっています。

本条例は平成27年4月1日から施行することとなっていますが、経過措置として現在の教育長が在職する間は、この条例の規定は適用しないということになっています。

赤木委員長

教育総務課長から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

中藤教育長

教育委員会制度が変わることについて少し補足をさせていただきます。

大津のいじめ事件をきっかけに、教育委員会に、学校も含めて隠ぺい体質があるとか、責任が不明確である、何かが起こった場合の対応が遅いなどという批判を受けて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、今年4月1日からは施行されることになりました。

改正のポイントの一つとして、市長と教育委員会が協議・調整を行う総合教育会議を設置することが義務付けられ、教育目標や施策の根本的な方針である大綱について市長と協議し、市長が策定することとなっており、その他教育方針や施策についても協議・調整を行うこととなっています。

もう一つは、新教育長を設置し、委員長のポストがなくなり、新たな教育長が今までの教育長と委員長の職務、今まで委員長が委員会の代表者で、事務の統括者が教育長でしたが、その両方を新教育長が兼ねることになります。課長の説明にもありましたように、今までは教育長も教育委員の一人で、委員として市長が議会の同意を得て任命し、我々教育委員の中から教育長を互選するような形となっていました。今後は市長が初めから教育長として議会の同意を得て任命することになり、教育委員は7名から6名に減ることになります。

新教育長に変わる時期については、大阪府内でも教育長の任期がちょうどこの3月末までという自治体があり、3市ぐらいは4月から新教育長に変わると聞いています。私の場合は、4月時点で3年半の任期が残ることとなり、経過措置で残任期間中は旧の制度のままでも構わないこととなっていますが、新教育長の任期は、市長が必ず一度は教育長を任命できるよう3年となっており、そういう意味でも3年半先という訳にはいかないですし、府内でも27年度中に順次、新教育長に変わっていくと思われしますので、時期については委員の皆さんや市長とも相談して考えていきたいと思っています。

赤木委員長

教育委員会制度が変わることについては、委員の皆さんもある程度理解されていると思いますが、大きくは委員長職がなくなり、教育長に一本化されることと、総合教育会議が設置されることだと思います。教育長がおっしゃられたように今までも必要に応じて我々は市長と話し合いの場をもっていましたし、それぞれの権限は変わりませんが、今後は定期的に協議・調整の場ももてることとなり、教育委員としてきっちりと申し上げてほしいということもあるでしょうし、市長からも色々な意味で意見が出てくるでしょう。そういう事が増えていくことで、良い方向に変わっていくことができればと思います。

中村委員

職務に専念する義務の特例という表記は誤解を生むように感じますね。

小川教育総務課長

職務に専念する義務があり、第2条に明記されている場合には、教育委員会の承認を得て、職務に専念する義務を免除される意味です。

北庄司教育総務課主幹

第2条第3号で委員会規則で定める場合としていますが、それ以外は一般職の職員の職務専念義務の免除規定をそのまま準用しています。

北浦委員長職務代理者

資料として法律の改正案がありますが、これはどういう意味ですか。

北庄司教育総務課主幹

免除を規定する条例の根拠となるもので、第1条に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づいて特例を定めることとなっていますので、教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、従事しなければならないということですので、条例で特別に定め、免除できる内容を明記するものです。

赤木委員長

他にご意見はございませんか。

無いようですので、議案第8号「泉佐野市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第9号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」を議題とします。

教育総務課から説明をお願いします。

小川教育総務課長

本件についても、先ほどの議案第8号と同じく地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例の改正で、関係条例を整理するものです。改正する条例は4件です

特別職の職員で常勤のものとの給与についての条例については、法改正により教育長が特別職となりますので、第1条で改正後は市長、副市長の次に教育長を追加し、給与関係の別表に教育長の職名と給料月額を追加するものであります。

教育委員会教育長の給与、勤務時間等についての条例については、教育長が特別職になり、先ほどの条例改正で特別職の給与については明記していますので、本条例から給与に関するものを削除し、改正を行うものです。

泉佐野市教育委員会委員定数条例については、先程からの説明にもありましたように新しい教育委員会制度は6人の教育委員と新教育長という形になりますので、委員定数を7人か6人に改正するものです。

最後に泉佐野市教育行政基本条例については、法律の条項に移動が生じているため、条文整理をさせて頂いたものです。

なお、最後の教育行政基本条例を除き、先程と同様に経過措置として現在の教育長が在職する間は、この条例の規定は適用しないということとなっています。

赤木委員長

教育総務課長から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

山下委員

教育委員会議の議案採決で、教育委員6名の意見がわかれ、多数決で決める場合で、3対3の同数になった場合はどうするのですか

小川教育総務課長

新制度となっても教育委員会の構成員としての7名は変わりません。新教育長が今の委員長と同じ立場というか、権限を兼ねますので、可否同数になった場合は、新教育長が決するものとなります。

赤木委員長

他にありませんか。無いようですので、議案第9号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第10号「泉佐野市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

教育総務課から説明をお願いします。

小川教育総務課長

今年4月から実施する中学校給食のために開設しました「泉佐野市立中学校給食センター」の設置につきまして、泉佐野市立学校給食センター設置条例の中に名称と位置を追加することで、施設設置の位置づけを行ったものです。なお、附則として、平成27年4月1日から施行するとしています。

赤木委員長

教育総務課長から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

畑谷委員

周りの方から4月から始まる中学校給食について中学生の子どもにどれだけの量があるのかとか、味はどうかと聞かれることがよくあります。機会があれば試食させて頂きたいですし、施設も見学させて頂きたいと思っています。

中藤教育長

先日、ようやく完成しましたので、市長と部長と一緒に、出来上がった中学校給食センターを検査

というか、見に行ってきました。

当初は、中学校給食が始まるまでに教育委員や議員の方にも施設見学や試食もして頂こうと考えていましたが、工事が遅れたことや3月は学校の行事も多く、議会もありますので、4月以降で調整させて頂きたいと思っています。

南委員

卒業する中学3年生を対象に1回だけ給食があると聞いていましたが、それが結局無くなったのですね。

中藤教育長

当初卒業する前に3年生にも試食してもらおうと思っていたのですが、工事が遅れたので、実施できませんでした。

中学校1・2年生には、プレ給食という形で、3月17日と18日に行う予定です。

中村委員

中学校でも小学校と同じように帽子やエプロンを付けて、当番制で配膳を行うのですよね。慣れるまでは現場は大変ですね。

中藤教育長

小学校はトレーを持って各自が並んで、順番に給食を入れてもらうようになっていますが、中学校は、机の上にナブキンを置いて、配膳するものが順番に机を回って、給食を入れた食器を配っていく形をとる予定で、少し配膳の方法が違います。

赤木委員長

念願の中学校の給食が開始できるようになったということですので、最初のうちはご苦労が多いかと思いますが、よろしくをお願いします。

他にありませんか。無いようですので、議案第10号「泉佐野市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第11号「泉佐野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

教育総務課から説明をお願いします。

小川教育総務課長

今回改正を行うのは、第三小学校及び日根野中学校の屋内運動場を建て替え、新築したことによる使用料の改正、及び日根野中学校に新設致しました武道場の項目を加えるものです。内容といたしましては、別表の泉佐野市立第三小学校の部の屋内運動場の項及び泉佐野市立日根野中学校の部の屋内運動場の項の金額「700円」を「1400円」に改め、泉佐野市立日根野中学校の部、地域学校交流棟多目的室の次に「武道場 2時間 1000円」を加えるものです。こちらにつきましても4月1日から施行となっています。

赤木委員長

教育総務課長から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

特にご意見は無いようですので、議案第11号「泉佐野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第12号「泉佐野市公立学校設置条例及び泉佐野市立保育所条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

教育総務課から説明をお願いします。

古谷教育総務課参事(子育て支援課長)

今回の条例制定につきましては、本年4月1日よりすべての泉佐野市立の保育所と幼稚園を一体的に3か所のこども園として運営することに伴い、つばき幼稚園の廃園と4か所の保育所を廃止するための条例改正をするものです。

まず、第1条としまして、泉佐野市公立学校設置条例第2条第1号の表中の泉佐野市立つばき幼稚園の項を削るものです。

次に、第2条としまして、泉佐野市立保育所条例の改正についてです。

現在、のぞみこども園、はるかこども園の開園に向け、泉佐野市上瓦屋583番地の1に泉佐野市立北保育所の増築、泉佐野市長滝1028番地に泉佐野市立南保育所の増築を行っています。

この北保育所及び南保育所の設置に伴い、佐野台保育所、わかば保育所、みどり保育所、長南保育所が廃止となるため、泉佐野市立保育所条例の第2条の表中の佐野台保育所、わかば保育所、みどり保育所、長南保育所の項を削り、泉佐野市立北保育所、南保育所の項を追加するものです。

次に、条例第3条第1号で入所資格について規定していますが、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所の入所資格については、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の規定に該当するものと規定するものです。

また、従前は定員の弾力化により定員以上に児童を受け入れていましたが、子ども・子育て支援法では、4月1日時点で認可定員以上の児童を受け入れることができなくなるため、実態に即して泉佐野保育所、北保育所及び南保育所の定員を170人にするものです。

また、泉佐野市立保育所条例での「保育定員」という文言を「定員」に変更します。

なお、附則といたしましては、この条例は、平成27年4月1日から施行します。

赤木委員長

教育総務課参事から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

4月からこども園が2園開設し、保育所が4園と幼稚園が1園廃止されることに伴う条例改正ですね。

これで、3つのこども園が開設されることになりましたが、条例上はこども園という文言の記載が無いのですね。

古谷教育総務課参事（子育て支援課長）

新制度になり、認定こども園という形がありますが、泉佐野市の場合は国の位置づけによる認定こども園という形ではなくて、幼稚園と保育所がそのまま残るような形で、将来的に長時間利用の子どもと短時間利用の子どもが一緒のクラスで運営するというような形の認定こども園に移行していきたいと考えています。具体的に何年度からそういう形になるかについては、今までそれぞれが別の形で運営を行ってきており、所管する省庁や基本となる法律も違いますので、カリキュラムの違いなど少しずつそのあたりを調整しながら近い将来そういう形にしていきたいと思っています。

赤木委員長

認定こども園に向けての経過措置のようなものと考えてよろしいか。

古谷教育総務課参事（子育て支援課長）

はい。そのとおりです。

赤木委員長

4月に開設する施設の看板は、どういう表記をされているのですか、こども園と書かれているのですか。

古谷教育総務課参事（子育て支援課長）

4月に開設するのぞみこども園とはるかこども園はそれぞれのこども園の看板と幼稚園と保育所の看板を併設して設置しています。

さくらこども園は、施設が少し離れているので、一カ所こども園の看板はありますが、さくら幼稚園と泉佐野保育所のそれぞれの施設の前に看板があったかと思えます。

赤木委員長

法律上の名称と一般呼称とを使いわけるような形になるので、市民の方からすれば、少し混乱するようなことにもなりますね。

古谷教育総務課参事（子育て支援課長）

卒園式もまもなくありますが、幼稚園の子どもも保育所の子どもも、さくらこども園の園長名で修了証書をお渡しします。

中村委員

卒園式も同じ日なのですか。

古谷教育総務課参事（子育て支援課長）

幼稚園は3月17日、保育所は3月20日と別々の日に行われますので、修了証書の日付は異なります。

入園式についても、幼稚園の子どもは入園式という形があり、4月8日に行われますが、保育所は無く、4月1日から子どもは入所することになります。

赤木委員長

他にありませんか。特にご意見は無いようですので、議案第12号「泉佐野市公立学校設置条例及

び泉佐野市立保育所条例の一部を改正する条例制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第13号「泉佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育の利用者負担等に関する条例制定について」を議題とします。

学校教育課から説明をお願いします。

古谷学校教育課参事(子育て支援課長)

今回の条例制定につきましては、本年4月から施行されます「子ども・子育て支援新制度」におきまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関して条例で定めるよう、子ども・子育て支援法で規定されていることから、本条例を制定するものです。

内容としましては、まず条例の趣旨としまして、第1条でこの条例の根拠として、子ども・子育て支援法第27条第1項又は第29条第1項に規定する確認を受けた特定教育・保育施設又は特定地域型保育の利用者負担等に関し、必要な事項を定め、第2条では、この条例における用語の意義を子ども・子育て支援法の定めるところとするものとしています。

次に、第3条では、その利用者負担額の算定について規定しており、具体的には、子ども・子育て支援新制度において、政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を規則で定めることとしています。基準額表等の主な変更点は、幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料の算定基準が市町村民税額をもとに算定することとなっております。

第4条で利用者負担額の徴収、第5条で利用者負担額の納期、第6条で利用者負担額の減免を規定しています。

次に、第7条では、延長保育料について規定するもので、第1項では、延長保育の適用する時間を規定し、保育の利用時間が1日当たり8時間までの保育短時間の認定を受けた場合は、午前8時30分から午後4時30分までを除く時間とし、保育の利用時間が11時間までの保育標準時間の認定を受けた場合は、午後6時30分以降の時間とするものです。

第2項では、延長保育料の額については、利用者負担額を考慮して規則で定めるとしています。

第8条では、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めると規定しています。

また、附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものとし、保育所の保育を実施する基準は、子ども・子育て支援法施行規則で規定されることから、それを規定していましたが泉佐野市保育所における保育に関する条例については廃止するものとします。

また、施行の日から平成29年3月31日までの間に子どもが市立幼稚園から教育を受けた場合の保育料の適用につきましては、規則において経過措置を定め、この条例の施行に伴い、泉佐野市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正します。

改正する内容としては、第1条の入園料は廃止し、預かり保育料に改めます。また、第2条第1号の保育料を本条例の第3条に定める利用者負担額とし、第2号で預かり保育料を1回500円と規定します。次に、第3条で、徴収しない利用者負担額としてバス使用料の8月分と変更し、入園料を規定していた第4条を削除するものです。

なお、条文中に、利用者負担額や延長保育料の額については規則で定めるとされており、この規則につきましては、今月27日に開催予定の臨時教育委員会会議で説明させていただきたいと思っております。

赤木委員長

学校教育参事から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

幼稚園、保育所の利用者負担額について条例で定めるということですかね。

古谷学校教育課参事（子育て支援課長）

国の子ども・子育て支援新制度が始まり、現在の公立幼稚園は新制度に移行するというので、施設型給付の対象となってきます。施設型給付になると、利用者負担額については、国で定められた基準がありますが、国の基準をそのまま適用せずに、泉佐野市では就園奨励費という形で助成を行ってきていますので、例えば、市民税非課税世帯の方は、国の基準額は保育料 3,000 円となっており、泉佐野市では若干それより下げて保育料 1,000 円に、あと所得に応じて 3 階層に分かれ、それぞれに国の基準額が定められていますが、市の幼稚園就園奨励助成金が月額 4,000 円ですので、国の基準よりも 4,000 円を下げた金額の保育料とする方向で考えています。一番所得の高い世帯で月額 21,700 円の負担額になり、現在公立幼稚園は月額 10,000 円ですので、かなり金額が上がることになりますので、経過措置として 2 年間は金額を上げないような形で特例を設けたいと考えています。市民税の所得割課税額 77,100 円以上の世帯は、経過措置の月額保育料を 10,000 円とし、年間 120,000 円となります。現在は月額 10,000 円で、8 月は徴収していないので 11 ヶ月分で 110,000 円と入園料 9,000 円と合せて年間 119,000 円ですので、経過措置の 2 年間は 1,000 円しか変わらないという形で考えています。

中藤教育長

今までは、所得は関係なかったのですね。

古谷学校教育課参事（子育て支援課長）

今は、所得制限が無く、保育料は月額 10,000 円となっていて、市民税非課税世帯などは減免という形でさせて頂いています。

中藤教育長

これからは、所得によって保育料が変わってくるということで、最初の 2 年間は経過措置を設け、その間は現在の保育料とほとんど変わらないという形で行い、それ以降は所得の高い方は倍近い保育料になるということですね。

古谷学校教育課参事（子育て支援課長）

はい。逆に所得の低い方は保育料が下がるということにもなります。

中村委員

2 年後には保育料が月額 20,000 円近くになるということですね。私立の幼稚園とあまり変わらなくなってくるのですか。

古谷学校教育課参事（子育て支援課長）

国の考え方として、現在私立幼稚園と公立幼稚園とでは負担額がかなり違うということで、その差を縮めていく方向があるようです。

また、市内でも民間保育園 14 園のうち 7 園が、いわゆる国の制度の認定こども園ということで、今まで保育所の子どもだけを預かっていたのを、幼稚園の子どもを預かるという形でスタートしてい

ます。認定こども園の子どもには、新基準の保育料が適用されることとなります。
最終的には公立幼稚園も私立の幼稚園と同じような額になっていく方向です。

中藤教育長

保育所の保育料は民間と公立も同じですね。幼稚園は公立と私立では保育料にかなりひらきがあるので、最終的には同じような負担額にしていく方向ということですね。

赤木委員長

他にありませんか。無いようですので、議案第13号「泉佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育の利用者負担等に関する条例制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第14号「泉佐野市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

学校教育課から説明をお願いします。

東学校教育課人権教育担当参事

本市の奨学金制度充実のため、奨学金貸付基金に寄附金等を上乗せするものです。今回の改正はこれまでの基金総額125,660,981円にふるさと応援寄附金58,037,000円と昨年の条例改正以降にお預かりしていました寄附金を合わせ、基金の額を184,784,636円に改め、基金総額を確定するものです。なお、附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行します。

赤木委員長

学校教育課人権教育参事から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

特にご意見は無いようですので、議案第14号「泉佐野市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第15号「平成27年度泉佐野市教育委員会『重点施策』について」を議題とします。
学校教育課から説明をお願いします。

飯田学校教育課長

平成27年度 泉佐野市教育委員会『重点施策』について説明します。資料の新旧対照表には、変更箇所をすべて記載していますが、文言や表記上の変更につきましての説明は、省略させていただきます。

たいと思います。

また、次年度より、幼稚園がすべてこども園になることから、文言の修正を行っています。なお、幼稚園教育という表現は、そのままにしています。

重点目標、基本姿勢につきましては、次年度も引き続き、取組みを推進してまいります。変更はありません。

次に、Ⅱ. 学校教育環境の整備充実については、すべて次のとおり変更しています。

施設整備については、平成27年度耐震化完了を目標に整備を進めてきましたが、国の緊急経済対策を活用して事業の前倒しを行うことにより、平成26年度に完了しました。また、耐震補強は必要ないが、大規模な地震時に落下の恐れのある屋内運動場の天井材等が残っている日根野小学校で、天井材の撤去等の対策を講じます。

さらに、昨年度に引き続き、大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用し、新たに建替える日新小学校の校舎屋上に太陽光発電設備を設置し、隣接する屋内運動場の災害時における最低限の電力の確保に努めます。

次に、Ⅷ. 生徒指導の充実については、(5) 不登校問題については、不登校を未然に防止するため次のふたつの視点をもって指導にあたる。① 子どもの発するサインを見逃すことなくすばやく対応する。② 子どもが不登校にならないため、学校全体で絆づくり・居場所づくりの取組みを推進する。と変更しています。これは、本市の小学校の不登校児童が微増、中学校の不登校生徒が増加傾向にあることから、不登校問題には、学校全体での取組みが重要であることを示すためのものごさいます。

次に、Ⅺ 幼稚園教育の充実については、(5) 公私立幼稚園連絡協議会の充実を図るとともに、平成27年度からの3つの公立こども園の発足に伴い、短時間保育と長時間保育の保育業務等の連携をより密にし、円滑な保育に努める。と変更しました。これは、平成27年度より全こども園となる中で、これまでの幼稚園のこどもたちは短時間保育、保育所のこどもたちは長時間保育というように表現していることによるものです。

次に、文化財についてのⅡ. 歴史館の活動については、(6) 市史編さん事業で収集した古文書を中心とする資料の活用を図る。と変更しました。

また、昨年度は市史編さんについては、別に挙げていましたが、今回は、歴史館の活動についての中にいれております。

平成27年度におきましても、これまでの、「重点目標」や「基本姿勢」を継承して、取組みを推進してまいります。

赤木委員長

学校教育課長から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

施設のところで、全国的にも天井材が地震のときに落下の恐れがあり、危ないようですね。

屋内運動場で大きな空間があり、日根野小学校の体育館は天井がちょっと変わった形になっていて、大きな天井材を一面に貼っています。他の小学校では、耐震の補強工事を行った際に、天井の剥がれている体育館はすべて改修し、天井材はすべて取り除いた状態になっています。残っているのが、日根野小学校の体育館で、昭和56年以降に建てられた新耐震の建物で、耐震の補強工事がなかったため、最後に残った形になっています。平成27年度にすべての校舎の耐震化を図るよう文部科学省から指示があり、本市は1年前倒しで26年度に耐震化は完了しましたが、それ以外での非構造部材の耐震化というところで、残っていますので、27年度に撤去してそういう危惧を無くそうとするものです。

赤木委員長

世界的につり天井みたいになっている構造のもの、韓国で天井材が落ちたのも全てそれだと聞いていますね。

福島教育総務課施設担当参事

大地震の際に被害があったというのも、大きな天井材が落下したということですので、対応していきたいと思います。

赤木委員長

これは、重点施策で、教育振興基本計画や大綱との関係はどうなっているのですか。

中藤教育長

平成27年度に教育委員会として取り組んでいく重点施策であり、教育振興基本計画や大綱は中期的な目標や方針を定めるものです。

赤木委員長

他にありませんか。無いようですので、議案第15号「平成27年度泉佐野市教育委員会「重点施策」について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第16号「泉佐野市営プール条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。スポーツ推進課から説明をお願いします。

谷口スポーツ推進課長

現在泉佐野市内には、日根野プール、北中プール、長南中学校プール、新池プールという4つの屋外プールがあり、夏期7月8月の期間だけですが、学校をはじめとした団体、あるいは一般開放ということで子どもたちをはじめ、多くの市民の方にご利用頂いています。これまでは市が直営で管理運営を委託してきましたが、今後は指定管理者制度を導入して、指定管理者による運営をしていただくように条例を改正するものです。

改正内容としまして、第1条の3で、プールの管理は、地方自治法の第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるものとし、2項で指定管理者が行う業務について明記しています。以降は、すべて指定管理者に移行するため、教育委員会を指定管理者に変更、あるいは条例の改正にあわせて文言の整理、用語の整理をさせて頂いたものです。

利用料金について、第11条の2で実際に指定管理者が行う場合の料金の決め方、あるいは減免それから還付の制度、使用料は指定管理者の収入として収受させることを明記しています。

条例は、附則にありますように平成27年4月1日から施行するとしており、4月から指定管理者選定の準備を行い、7月オープンから指定管理者による運営に移行したいと考えています。

赤木委員長

スポーツ推進課長から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

指定管理は1度決めたら何年間となるのですか。

谷口スポーツ推進課長

5年です。本来であればもう少し早くから準備をして、4月1日からすべて指定管理者に移行させる方が良かったのですが、内部検討に時間を要したため、来年度だけ中途半端にはなりますが、4月から7月までの準備は市で行い、7月1日からの5年間で予定しています。

赤木委員長

毎年報告をもらって、チェックは行うわけですね。

谷口スポーツ推進課長

はい。他の指定管理と同じように毎年報告を頂くようになっています。

赤木委員長

プールの名称でなぜ長南だけが名称に中学校が入っているのでしょうか。

谷口スポーツ推進課長

建設当時からの名称を使用していて、どういう経緯で長南中学校プールという中学校が入った名称になったのか、申し訳ありませんが、わかりません。

赤木委員長

経緯が定かでないのなら、名称変更も考えてはと思いますが。

中藤教育長

この名称では中学校のプールのように思いますね。小学校や中学校のプールと違い、市民プールという位置づけですので、そういう意味でも今後機会があれば名称変更を検討してみてください。

山下委員

指定管理者になった場合、万一事故が起こった場合の責任はどうなるのですか。

谷口スポーツ推進課長

そのあたりの詳細については、今後詰めていくことになりますが、基本的にはプールの指定管理者には、賠償責任保険にも入って頂きますし、指定管理者の責任となると思われます。

ただし、指定管理者の選定に関して市に責任が及ぶ内容であれば変わってくることもあろうかと思いますが、基本的には事故に関しては指定管理者の責任となるでしょうし、健康増進センターのプールなどもそういう形にしています。

中藤教育長

今の業務委託の場合とそれは変わらないですよ。

谷口スポーツ推進課長

今の業務委託の場合も業者には賠償責任保険には入ってもらっています。

中藤教育長

今までどおりの業務委託でも、今後、指定管理になっても、そういう賠償については同じということですね。

赤木委員長

他にありませんか。無いようですので、議案第16号「泉佐野市営プール条例の一部を改正する条例制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第17号「教職員の人事について」を議題といたしますが、人事案件につき非公開が適当と考えますが、ご異議ありませんでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

委員長

ご異議がございませんので、本議案は、非公開とさせていただきます。

この後は関係者のみで議事を進めてまいります。

先に、その他で何かございますか。

鈴木教育総務課文化財担当参事

先月の教育委員会議会で質問がありました1月24日泉の森ホールのギャラリーで開催した「文化財ドック」、「匠の技展と体験コーナー」には約500名の参加者がありました。非常に盛況で、体験コーナーは午後から参加して頂いた方には体験して持ち帰り頂くものがほとんど無くなってしまいうような状況になりました。アンケートにも、「毎年、定期的に行って欲しいとか」、「文化財の体験として、こういうものから知っていくというのが非常に良いことだ」という感想も頂きました。

1月24日から2月2日まで約10日間、あべのハルカスで開催の「日根荘展」には、約535名の方にお出で頂きました。泉佐野市以外で大阪府内の方がほとんどでしたが、「こういう場所があるということを知った」「是非とも行ってみたい」というような感想を頂きました。

赤木委員長

日根荘は、重要文化的景観に指定された後、どれくらいの方が来られるようになったか、わかりますか。

鈴木教育総務課文化財担当参事

数値的なものではありませんが、指定された平成25年以降、地元の方以外の人や車を見る機会が増え、場所を尋ねられることもたびたびあるようです。

中村委員

担当課は違うかと思いますが、ハイキングをして、史跡をめぐるツアーのような企画もされているのを広報で見ました。

鈴木教育総務課文化財担当参事

緊急雇用の日根荘のプロモーション事業は今年3月16日で完了しますが、その事業でマップのようなものを今回作成しますので、お配りしようと思っておりますし、今後も色々な形でPRを行っていきたいと考えています。

赤木委員長

日根荘に興味や関心をもって来られた方に対し、きちんとしたガイドができるような形にしていかなければなりませんね。

他にありませんか。

無いようですので、教育長からの報告をお願いします。

中藤教育長

1. 平成27年度新規採用教職員の配当について

27年度の新採の配当が確定しました。中学校や事務職も確定し、中学校の教科別の人数も資料のとおりとなっています。

26年度は、新採が合計31名で、27年度は合計33名ですので2名増える形になります。

2. 平成27年度の新規事業について

ICT教育と体力向上推進事業につきましては、国の地方創生の交付金を活用して3月補正で予算措置をお願いしています。

ICT教育につきましては、タブレット端末を活用した授業を第三小学校をモデル校に実施する予定です。3年間程度モデル的に実施し、その教育効果などを見ながら効果があれば他校にも広げていくことを検討していきたいと思っています。

体力向上推進事業については、佐野台小学校をパイロット校として、今年の夏休みに1泊2日で日本体育大学に5年生と6年生を派遣して、専門のスポーツの大学の施設を見せてもらったり、オリンピックに出場経験ある選手や候補選手もたくさんいますので、直接模範演技を見せてもらったりとか、体操や水泳などの実技指導をしてもらうなどを予定しています。それ以外にも日本体育大学からからオリンピック候補選手などに来ていただいて、講演会を実施するとか、大阪体育大学にもご協力をお願いして中学校のクラブと合同練習して指導してもらったり、駅伝や学校水泳の模範演技や実技指導を行って頂き、さらに子どもたちの体力向上を図っていきたく考えています。

算数サポート事業については、これまでも学力向上に向け、学力向上アドバイザーを課題のある学校に配置したり、色々な施策を展開していますが、一番効果があると思われる算数に限定して非常勤の先生を配置し、算数の授業の中でチームティーチングの形で授業をやったり、あるいは個別の補充学習に関わってもらったりして頂こうと思っています。課題のある長坂小学校、末広小学校、長南小学校の3校に配置をしたいと考えています。

中学校の問題行動への対応については、大阪府も学力向上に向けて色々な施策を検討していますが、生徒指導面で落ち着かないと、学力向上にもつながらないということで、府の事業として週18時間の非常勤講師を中学校に配置して頂きます。市も生徒指導員を配置することが条件としてありますので、その分の予算を確保し、警察OBの方に指導員となって頂き、基本的には週1回各中学校を回って、大きな課題が起こった場合には集中的に入って頂くよう考えています。

赤木委員長

只今、教育長から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

赤木委員長

無いようですので、これもちまして、本日の会議は一旦終了させて頂き、この後は関係者のみで議案を進めさせて頂きます。

次回は、3月の臨時教育委員会会議で、3月27日金曜日午後2時から開催いたします。

ありがとうございました

関係者以外退席

議案第17号「教職員の人事について」について、神於教育総務課教職員担当参事より説明審議され、原案どおり承認される。

赤木委員長

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。ありがとうございました

(午後12時15分閉会)

上記のとおり、本市教育委員会の会議の顛末に相違ないことを記すため、ここに署名する。

平成27年4月7日

委員長

委員